

事務連絡  
令和3年1月8日

保護者のみなさま

すみだ福祉保健センター  
みつばち園

## 緊急事態宣言発出に伴うみつばち園の事業について

日頃からみつばち園の事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

1月7日に政府から「新型コロナウイルス対応の特別措置法」に基づく緊急事態宣言が1都3県に発出されました。

みつばち園では、緊急事態宣言期間中においても、感染防止対策を徹底し、原則として通常通り事業を行ってまいります。

利用者の皆様におかれましては、宣言を踏まえた感染防止対策について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 集団療育・個別療育（含、医療相談）

通常通り、療育を行います。

集団療育については、午前グループの給食提供も継続します。給食提供を希望されない場合は、前日までにご連絡をお願いします。

#### 2 保育所等訪問支援

受け入れ先の保育園等の状況を確認しながら実施します。

そのため、状況によっては訪問支援を中止する場合があります。その際は、保護者の方にお知らせします。

#### 3 土曜事業について

第1・4週の自由来館は中止を継続します。

第2週の保護者交流会テーマトーク（2・3月は次年度の集団療育（午前グループ）説明会を予定しています）の実施の有無については、対象者に個別にご案内します。

#### 4 緊急事態宣言期間中の情報提供について

期間中の情報提供については、本通知のほか、墨田区社会福祉事業団みつばち園ホームページに、随時、情報を掲載しますのでご確認ください。

（裏面あり）

## 5 保護者の方へのお願い

- (1) 来園日には、お子さん・保護者の方は一緒に自宅で検温をして下さい。  
発熱(微熱含む)や咳・鼻水等の風邪症状、体調が不良な場合、療育利用がご不安な場合などは、無理をせずに、みつばち園の利用を控えて下さい。
- (2) 来園の際は、マスクの着用をお願いします。ただし、2歳未満のお子さんのマスクの着用は不要です。マスクをつけることが難しいお子さんは、その旨を療育担当者にお伝えください。
- (3) みつばち園に同行する保護者は、1名とするようご協力下さい。療育にご兄弟を同行することはご遠慮ください。
- (4) 出入口での密集を避けるため、時間通りの来園をお願いします。
- (5) 階段を利用できる方は、階段をご利用ください。
- (6) 来園時は、みつばち園入口で、非接触性体温計で検温を行います。体調についてもお伺いしますので、ご協力ください。来園時に発熱等の症状が見られた場合は、その場で利用を控えていただくことがあります。ご了承ください。
- (7) 来園時は、お子さん・保護者一緒に石鹸での手洗いをお願いします。手拭き用のタオル・ハンカチはご持参ください。
- (8) 療育後の換気・消毒の時間を確保するため、療育時間を短縮していますのでご協力ください。
- (9) 降園の際は、すみやかな帰宅をお願いします。
- (10) 療育の前後にお子さんやご家族の方が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、濃厚接触者の指定を受けた場合、PCR 検査を受けた場合、または、みつばち園の療育を利用し、帰宅後に体調不良(例、発熱、咳が止まらない、嘔吐・下痢、インフルエンザ等)があった場合はお知らせください。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて、療育予定が変更される場合もあります。その場合は、当園から保護者の皆様へご連絡をいたします。

### 感染予防の取組について

みつばち園では、安全な療育の実施のため、以下の事項に留意しています。

- 利用者・職員の健康状態の確認
- 手洗いの励行
- マスクの着用
- 施設内の備品・教材などの消毒(アルコール製剤・電解水を使用)
- 換気(網戸での窓の開放・全館空調システムの送風機能の使用)
- 玄関・廊下の「密」状態の解消
- 感染予防の情報提供

問い合わせ先 みつばち園課長 篠田 (電話 03-5608-3715)